

気づいて 学んで つながろう

# 消費者ネットワークわかやま

## 四季だより 第23号

2018年1月



消費者相談や消費者被害に関する情報、  
これって消費者被害かな？という疑問等が  
ありましたら、消費者ネットワークわかやま  
迄お気軽にお電話下さい。

発行：消費者ネットワークわかやま事務局  
〒640-8323 和歌山市太田三丁目10番10号 わかやま市民生協気付  
TEL 073-474-1124 FAX 073-474-8649 HP : cnw.wakayama.jp

### 消費者ネットワークわかやま啓発講座を開催しました！

#### 「私たちの暮らしと、かしこい商品選択

#### —独占禁止法と景品表示法—

2017年11月20日（月）、28日（火）に、和歌山県内4地域（和歌山市、海南市、紀の川市、御坊市）にて、「私たちの暮らしと独占禁止法や景品表示法のかかわりを学ぼう」、「最近の消費者被害を知ろう！」をテーマに啓発講座を開催しました。

20日は、かしこい商品選択を学ぶために独占禁止法や景品表示法について、公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所職員の吉岡徹さん（和歌山市）、山崎理恵さん（海南市）に講演いただきました。

独占禁止法のお話では、市場における競争のメリットや、独占禁止法が規制する行為としてカルテル（企業同士が話し合っ  
て競争をやめてしまうこと）や、メーカーが小売りに対して販売する価格を制限する再販売価格の拘束についての解説がありました。これまでにあった事件をもとに様々な企業の不正取引について知ることができたので、企業や商品を購入する際に  
どういったことに気をつければいいのかがわかりました。景品表示法では、商品がよい品質（規格、  
内容）と思わせて、実際にはそうではない表示である優良誤認表示など、様々な不当な表示について  
解説がありました。消費者側からすれば、何が不当であるかわかりづらいところをわかり易く説明し  
てくださいました。

#### ☆参加者の感想

- ・表示に惑わされないよう気をつけたいと思います。
- ・改めて、自分の生活で賢い消費に近づけるよう、考えるキッカケになりました。
- ・景品表示法と食品表示法のちがいも理解できたので、これからの買い物の時に惑わされないように参考にします。

#### 「最近の消費者被害を知ろう！」

28日は、「最近の消費者被害を知ろう」について、和歌山県消費生活センター相談員の渡辺富美さん（御坊市）、田村聡志さん（紀の川市）に講演いただきました。

買い物を行う上で、どういった時点で契約は成立しているのか、口約束でも契約は成立するのかについて、紙芝居で事例を紹介しながら説明がありました。参加者の多くは、お金を払った時点で買物の契約が成立していると回答した人が多かったですが、実際には言葉で買うと交わしたことで成立してしまうという事で、みなさんととても驚かされていました。



クーリング・オフについての説明があり、訪問販売や電話勧誘販売などのクーリング・オフが適用される取引や、反対に通信販売などの適用がない取引についての紹介がありました。また、クーリング・オフのやり方や注意点として、必ず電話ではなくハガキなどの書面ですることや、ハガキを出すときは出した日がわかるように、特定記録郵便で出すようにというアドバイスをいただきました。

その他、平成 28 年度に県消費生活センターへ問い合わせがあった消費者相談の概要や、平成 29 年 3 月から増加している架空請求のハガキのお話がありました。



### ☆参加者の感想

- ・色々なトラブルがあり、対処方法もわかったので良かったです。
- ・今までも電話勧誘があつて断っていましたが、今後も気をつけたいと思います。
- ・クーリング・オフの内容についてよくわかりました。
- ・最近の消費者相談の傾向について、お話を聞いていると 2~3 年前と少し違っているところもあると思った。固定通信回線の電話契約の勧誘については複雑です。

## ～和歌山県消費生活センター紀南支所長にお聞きました～

和歌山県消費生活センター紀南支所 支所長 富上 拓男 氏

平成 29 年度上半期（4～9 月）、県消費生活センター紀南支所に寄せられた相談件数は 679 件で前年度より約 11% 減少しております。今年の 7 月から御坊市役所内に「日高地域消費生活相談窓口」、新宮市役所内に「新宮・東牟婁地域消費生活相談窓口」が開設され、それぞれの窓口に相談が流れたことも影響していると思われます。

当支所で最も多い相談内容は架空請求に関するものです。「サイト利用料を滞納している。」という SMS や OO 訴訟通達センターから送られてくる「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」などという葉書です。いずれも架空請求の可能性が高いので、不審なメールや葉書が届いた場合は消費生活センターにご相談ください。

その他にも屋根の修理や外壁塗装など家屋に関する訪問販売では、工事着工前に全額若しくは一部を前払いさせて途中で投げ出してしまうという相談も寄せられています。クーリング・オフしても返金されないなど悪質なケースも発生していますので、料金の前払いを要求してくる業者にはご注意ください。

また、事前に「不要な衣類を買い取る」など電話で承諾を取っておきながら、来訪した事業者を家に上げると用意しておいた衣類には興味を示さず、「不要な貴金属はないか」と言って強引に安値で買い取ってしまうという相談も多発しています。

さらには高配当を謳った投資詐欺もあります。元本保証等の甘い言葉に乗らないようにしてください。リスクのない投資はありません。また、友人知人を紹介することは人間関係を崩壊させることにも繋がりますので、儲け話にはくれぐれもご注意ください。

消費生活センターでは匿名のご相談も受け付けております。「何かおかしいな」と思ったときは、“188” か “消費生活センター” にお気軽にお電話くださいますようお願いいたします。

**消費者トラブルで困った時には、消費者ホットライン 188  
県やお住まいの地域の消費者相談窓口へつながります。**

# ☆☆☆ KC'sの差止活動報告 ☆☆☆

## 適格消費者団体・特定適格消費者団体 特定非営利活動法人 消費者支援機構関西 (KC's)

◇KC'sは、不当な勧誘や契約条項などに対して被害の拡大を防止するため消費者に代わって、事業者に対して改善をもとめ、受け入れられない場合は差止請求訴訟ができる適格消費者団体です。また、特定適格消費者団体として被害回復訴訟もできます。現在、全国で適格消費者団体 16 団体(その内、特定適格消費者団体 2 団体)が活動しています。

### ◎エクササイズスタジオ「ピラティススタイル」を運営する(株)ぜんから、「入会后 4 ヶ月間は、休会・退会ができない」との条項を削除するとの回答が届きました。

消費者から「入会后 4 ヶ月間は、休会・退会ができない」との情報提供を受け、同社の会則等の内容について検討したところ、消費者契約法に反して問題があると判断し、同社に対して申入れ活動を行いました。しかし、当初、同社の回答では、消費者契約法に関する答えなかったことから、同社の見解を確認するために、2017年9月27日付「再申入れ」を送付していました。これに対し、2017年10月2日付「回答書」を受領しました。

#### <回答書要旨>

消費者と締結している月額会員契約に記載されている「入会后 4 ヶ月間は、休会・退会ができない」という条項につきまして、当社としましては、慎重に検討しました結果、本件条項を削除することといたしました。

### ◎健康食品販売会社の佐々木食品工業(株)自然食研が販売する「しじみ習慣」のWeb等の表示が改善されました。

当団体は、佐々木食品工業(株)自然食研が販売する「しじみ習慣」のWeb、Twitter上の表記が、景品表示法上問題があると判断し、同社に対し申入れ・要請活動を行っていました。その結果、以下の改善を受けて、申入れ要請活動を終了しました。

#### <改善内容>

- ① しじみ習慣が休肝日の代わりになるような表記は今後行わないと回答したこと。
- ② アフィリエイト広告が法令に遵守しているか確認し、遵守されていない場合は、発注先へ協力を要請すると回答したこと。
- ③ 「超濃縮」等、「超」の付く表記は行わないと回答したこと。
- ④ Web上の誤認を招く表記を削除したこと。
- ⑤ Twitter上の誤認を招く過去の投稿を削除したこと。

KC'sの訴訟・申入れ等について詳しくは、HP(<http://www.kc-s.or.jp/>)にてご覧ください

## ご案内

参加無料

### 2017年度 第2回公開学習会

テーマ: LINEのご紹介と、子どもがインターネットを利用する際の注意事項!!

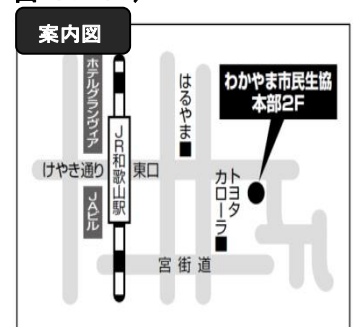
日時: 2018年2月28日(水) 13:30~15:00

場所: わかやま市民生協 E\*KAOホール(和歌山市太田三丁目10-10)

講師: LINE株式会社

内容:

お子さまの利用実態をご理解いただく為に、コミュニケーションアプリ「LINE」に関する機能や子どもの利用例、さらにリスク対策についてお伝えいたします。加えて、青少年を取り巻くインターネットの現状、青少年のLINEの利用実態やその対応方法について力点を置き、講師の説明に留まらず、参加者間のワークも取り入れ、子どもをインターネットトラブルから守るために有益となる情報や注意すべきポイントをご紹介します。参加されている方々とのやり取りを重視したインタラクティブな講演です。是非、ご参加下さい。





# 消費者ネットワークわかやま 第8回総会 記念企画

日 時：2018年4月28日（土）開場 12：30 開演 13：00～15：00

第1部：第8回総会 13：00～13：45

第2部：記念企画 14：00～15：30

場 所：和歌山県JAビル 2階 和ホールAB（和歌山市美園町5-1-1）

参加無料

## ◇記念企画

《テーマ：人はなぜダマされる ～賢い消費者になるために～》

講師／桂 <sup>かつら</sup> <sup>はなだんじ</sup> 花團治 氏

（落語家/大阪青山大学健康こども学科客員教授）



### プロフィール

1962年大阪生まれ。幼少期から吃音や赤面症になやみ、いじめを経験するも、たまたま演じた漫才で笑いをとったことから「笑わせる」楽しさを知り、いじめを克服する。20歳の時に故二代目桂春蝶の高座に一目惚れし入門。「桂蝶六」の名で内弟子生活を送る。古典落語の研究に心血を注ぐ一方、甲高い声に対するコンプレックスを解消するべく約20年間狂言を学び、今ではその「声」を活かした演目に定評がある。2015年4月に、70年ぶりの名跡復活となる「三代目桂花團治」を襲名。現在は自身の経験や悩みから導きだしたコミュニケーション論が評判を呼び、多くの教育機関で教鞭をとる。企業・自治体からの研修依頼も多く、自他ともに認める「大阪で一番多く教壇に立つ落語家」として活躍中。現在関西テレビCSチャンネル京都テレビ「京都1日フリーチケットの旅」の案内役として出演中。

### 内 容：

多発する消費者トラブル。悪質商法・振り込め詐欺・ヤミ金融など、多くの方が被害に遭っています。そんな悪質商法などに騙されない、賢い消費者になるためにどうすればいいのか？笑に包まれながら学びましょう。

お楽しみに！！

【参加申し込みは、事務局まで】

消費者ネットワークわかやま

TEL：073-474-1124



## 消費者ネットワークわかやまに加入しましょう。

消費者ネットワークわかやまは県内の弁護士、司法書士、消費生活アドバイザー、消費者団体などが消費者被害のない誰もが安心してくらすことができる和歌山県の地域社会づくりに向けて活動しています。具体的には、消費者問題学習会の開催や県内の各市に対する消費者行政ヒアリング調査に取り組んできました。会員にご加入頂いた方には、消費者ネットワークわかやま会報（四季だより）、消費者ニュース（消費者被害にあわないための啓発チラシ）をお届けしています。

私どもの活動は会員登録していただいた皆様の年会費で運営しています。消費者ネットワークわかやまの趣旨にご賛同いただき、2017年度新規・継続会員の手続きを是非宜しくお願い致します。

----- きりとりせん -----

消費者ネットワークわかやま加入申込書（新規・継続）

団体名または個人名 \_\_\_\_\_ 申込日 2017年 月 日

ご担当者名様（団体の場合ご記入下さい） \_\_\_\_\_

TEL： \_\_\_\_\_ メール \_\_\_\_\_

年会費 \_\_\_\_\_ 円（個人1口500円・団体1口1000円、1口以上でお願いします。）

金融機関・支店名 ゆうちょ銀行 太田郵便局

口座内容 振替口座

口座番号 00960-9-195026

口座名義人 消費者ネットワークわかやま 代表世話人 由良 登信

※ 銀行から上記の口座に振込みする際は下記となります。

店番 〇九九 預金種別 当座 口座番号 01950